

調布市民プールのあり方検討支援業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市民プールのあり方検討支援業務委託

(2) 現在までの経緯

令和5年度に調布市民プール（以下「市民プール」という。）の50メートルプールの水位が低下する事象を確認したことから、令和6年度は開設を中止し、水位低下の原因特定と併せて、建設後50年が経過していることを踏まえ、各プールの水槽、管理棟や機械室を含む施設全体の劣化度を確認する調査を実施した。

劣化度調査の結果、50メートルプールをはじめとした各種設備について大きな劣化が確認され、これらの改修・更新はもとより、プール全体の今後の老朽化対策には相応の費用が見込まれる。

また、屋外プールをめぐっては、近年の気候変動による猛暑日の増加など、環境の変化に伴う様々な課題がある。

今後の市民プールのあり方については、施設・設備の老朽化はもとより、屋外プールをめぐり環境の変化に伴う様々な課題等を踏まえ、施設・設備の老朽化はもとより、屋外プールをめぐり環境の変化に伴う様々な課題等を踏まえながら、多角的な視点から検討を行う必要がある。

(3) 業務の目的

本業務は、市民プールのあり方について、劣化度調査の結果はもとより、施設・設備の老朽化や屋外プールをめぐり環境の変化に伴う様々な課題、市民意見等を踏まえながら、多角的な視点から市としての方向（基本方針）についてとりまとめることを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「調布市民プールのあり方検討支援業務委託仕様書」のとおりとする。なお、仕様書の業務内容や成果品については、市が最低限必要だと想定している内容を記載しているが、下記3の予算内であれば、記載項目以外の追加提案については可能である。

(5) 業務期間

契約締結後（令和7年4月下旬予定）から令和8年3月31日まで

2 予算（見積限度額）

【款】50 教育費 【項】30 保健体育費 【目】10 体育施設費

【大事業】10 体育施設整備費 【中事業】05 市民プール整備費

【小事業】20 市民プールあり方検討支援委託料 【節】12 委託料

¥9,559,000（税込）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
（営業種目：都市計画・交通関係調査業務、市場・補償鑑定関係調査業務）
- (9) 平成26年度から令和5年度の間において、官公庁が発注する公共施設のあり方検討に関する業務委託を受注した実績を1件以上有すること。
※ 業務の種類は問わないが、公営プールの類似事例が望ましい。
※ 必須ではないが、従事する技術者について、類似事例の業務に携わった経験がある者が望ましい。

5 候補者選定方法

以下の(1)～(3)の審査を順に行い、候補者を決定する。

- (1) 参加資格審査
本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領」という。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。
- (2) 一次審査（企画提案書等の書類審査）
(1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション審査）
(2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。

6 募集内容

- (1) 募集方法
令和7年2月6日（木）より市ホームページに掲載する。
- (2) 申込方法及び期間等
本プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を令和7年2月21日（金）午後4時までに生活文化スポーツ部スポーツ振興課に書類を持参、又は郵送（必着）にて提出すること。
なお、提出書類のうち様式1, 2は市ホームページよりダウンロードして使用すること。
ア 参加申込書（様式1）
(ア) 提出部数
正本 1部

イ 「要領 4 (9)」に規定する受託実績が分かる書類（それぞれ 5 件まで）（様式 2）

（ア） 提出部数

正本 1 部，副本 6 部

（イ） 注意点

副本は，企業名・住所等がわからないようにすること。

ウ 暴力団排除に基づく誓約書（様式 3）

（ア） 提出部数

正本 1 部

エ 会社概要を示す書類（様式自由・パンフレット可）

（ア） 提出部数

正本 1 部，副本 6 部

（イ） 注意点

以下の a ～ e については必ず記載されたものであること。

a 事業者名

b 代表者名

c 資本金

d 事業内容

e 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

また，副本は，企業名・住所等がわからないようにすること。

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は，本プロポーザルに関して質疑がある場合，令和 7 年 2 月 6 日（木）から令和 7 年 2 月 14 日（金）正午までに，電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお，電子メールの表題には，必ず「市民プールプロポ応募質疑」と記載すること。書式は様式 6 もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は，令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 5 時までに，市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により，スポーツ振興課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後，審査結果について全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により令和 7 年 2 月 25 日（火）に書面及び電子メールにて通知する。

なお，参加資格を有しないと判断された事業者は，その理由について，説明を求めることができる。その場合，令和 7 年 2 月 28 日（金）正午までにその旨を記載した電子メールによりスポーツ振興課へ送信すること。なお，電子メールの表題には，必ず「市民プールプロポ参加資格審査結果質疑」と記載すること。書式は様式 6 もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。回答は，令和 7 年 3 月 5 日（水）午後 5 時までに電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領 7 により参加資格を満たすと判断された事業者（以下「審査対象事業者」という。）は、令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 4 時までに次の書類を持参又は郵送（必着）により、スポーツ振興課へ提出すること。

なお、下記ア～カについて、1 冊のファイルもしくはバインダー等にまとめたものを正本 1 部、副本 6 部（副本は事業者名・住所等がわからないようにすること。）用意すること。また、提出書類のうち様式 4、5 は市ホームページよりダウンロードして使用すること。

ア 企画提案書（表紙）（様式 4）

イ 企画提案書

ウ 見積書・内訳書

エ 業務スケジュール

オ 本業務における実施体制、また統括責任者及び担当者の業務実績が分かる書類（様式 5）

(2) 企画提案書作成の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること

ウ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、業務実施方針、業務推進方法、業務遂行上の配慮事項等について記載すること。また、以下の点について記載すること。

(ア) 業務委託における業務全体の工程を具体的に提案すること。

(イ) 全国の自治体における屋外公営プールを巡る近年の状況や、猛暑傾向など屋外プールをめぐる環境の変化に伴う様々な課題及び、健康・スポーツという観点におけるレジャープールの意義を考慮した提案とすること。

(ウ) 調布市スポーツ推進計画等を踏まえ、市における市民プールの役割や意義について考慮した提案とすること。

(エ) 本業務を受託することにより想定される、市が得られる効果について記述すること。

エ 上記ア～オのほか、本市に有益な独自提案がある場合は、その手法について提案すること。ただし、見積金額に含めた提案とする。

(3) 質疑及び応答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和 7 年 2 月 25 日（火）から令和 7 年 2 月 28 日（金）正午までに電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「市民プールプロポ企画提案質疑」と記載すること。書式は様式 6 もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は令和 7 年 3 月 5 日（水）午後 5 時までに、電子メールにて寄せられた各事業者からの質疑について、参加資格を満たすとされた全事業者に対して電子メールにて行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者 1 者につき、1 提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 一次審査（企画提案書等の書類審査）

(1) 審査方法

市民プールのあり方検討支援業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて、企画提案書等による書類審査を行う。

詳細は要領11のとおり。

(2) 審査結果の通知等

一次審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和7年3月17日（月）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年3月21日（金）正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「市民プールプロポ書類審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は、令和7年3月24日（月）午後5時までに電子メールにより行う。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

(1) 審査対象

一次審査を通過した事業者3者を対象とする。なお、審査日は令和7年4月16日（水）。

(2) プレゼンテーション資料等について

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）のデータを、令和7年4月15日（火）正午までに、電子メールにより、スポーツ振興課へ提出すること。なお、事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会が審査対象事業者のプレゼンテーションに基づき、一次審査を通過した上位3者（参加事業者が4者以下であった場合には、全参加事業者）に対して、企画提案内容を総合的に評価する。

プレゼンテーションにおいては、20分以内で参加事業者が内容説明を行い、その後に10分以内で委員との間で質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションは本業務を担う際の主な担当となる者が必ず行うものとする。詳細は要領11のとおり。

(4) 審査結果の通知等

二次審査完了後、プレゼンテーション審査の対象となった事業者に対し、令和7年4月18日（金）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、二次審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年4月23日（水）正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「市民プールプロポプレゼン審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は、令和7年4月25日（金）午後5時までに電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課 職

員，行政経営部企画経営課 職員，行政経営部企画経営課公共施設マネジメント担当 職員，総務部営繕課 職員，公益社団法人調布市スポーツ協会 職員の５人で構成する。

(2) 審査方法（加点方式）

審査委員は当該プロポーザルへ応募した事業者から提出された書類（企画提案書等）及び事業者からのプレゼンテーションを受け，企画提案内容を総合的に評価する。

ア 各委員は，審査基準による評価得点の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより，複数の事業者において評価得点が同点の時は，各委員は総合的な評価により，当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ 一次審査では，各委員の評価得点を合計した得点数の高い順に上位３者までをプレゼンテーション審査の対象とする。

なお，複数の事業者において，評価得点の合計点数が同点の時は，各委員が定めた順位を参考に当該事業者の順位を定めるものとする。

エ プレゼンテーション審査では，ア及びイにより，委員から最も多く第１位の順位を獲得した事業者を，当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

なお，複数の事業者において，第１位の順位獲得数が同数の場合には，当該事業者において第２位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また，第１位の順位獲得数及び第２位の順位獲得数いずれも同数の場合には，当該事業者において，各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

オ 複数の事業者から応募があった場合は，第２位以下についても順位を定めるものとする。

カ 最低基準

最低基準評価（書類審査（一次審査）とプレゼンテーション審査（二次審査）の総合点の満点に対し６０％の評価未滿）となったプレゼンテーション審査対象事業者は，委託事業者候補として選定しない。

キ 候補者選定後，上位の事業者が辞退又は失格となったときは，下位の事業者の順位を繰り上げて，順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会を選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点（予定）

以下の視点を踏まえ，審査を行うものとする。

ア 業務実績

イ 実施体制

ウ 業務スケジュール

エ 業務の知識・理解度

オ 企画・提案能力（中長期的視点，多様な主体からの意見を取り入れるための工夫など）

カ 業務遂行能力（的確性，及び独創性（創意工夫））

キ 見積価格

ク プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

(5) 審査・評価の基準，項目及び配点

別に定める。

12 実施日程

	年 月 日		事 項
(1)	令和7年2月 4日午後2時	火	審査委員会
(2)	2月 6日	木	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	2月14日正午	金	本プロポーザルに関する質問締切日
(4)	2月19日午後5時	水	本プロポーザルに関する質問回答期限
(5)	2月21日午後4時	金	参加申込締切日
(6)	2月25日	火	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	2月28日正午	金	参加資格審査結果に対する質問締切日
(8)	3月 5日午後5時	水	参加資格審査結果に対する質問回答期限
(9)	2月28日正午	金	企画提案に関する質問締切日
(10)	3月 5日午後5時	水	企画提案に関する質問回答期限
(11)	3月10日午後4時	月	企画提案書等締切日(必要書類提出期限)
(12)	3月13日	木	審査委員会(企画提案書等の書類審査)
(13)	3月17日	月	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(14)	3月21日正午	金	書類審査結果に対する質問締切日
(15)	3月24日午後5時	月	書類審査結果に対する質問回答期限
(16)	4月15日正午	火	プレゼンテーション資料(要約)提出締切日
(17)	4月16日	水	審査委員会(プレゼンテーション審査)
(18)	4月18日	金	最終選定結果(プレゼンテーション審査結果)の通知日
(19)	4月23日正午	水	最終選定結果に対する質問締切日
(20)	4月25日午後5時	金	最終選定結果に対する質問回答期限

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）をスポーツ振興課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 提出書類の提出時における注意

生活文化スポーツ部スポーツ振興課へ提出書類を持参する場合、平日午前9時から午後5時までの時間に来庁すること。

(3) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(4) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 書類等に対する疑義に期限内に回答しなかった場合

キ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

ク 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ケ 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

コ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 本事業には個人情報を取扱う業務が含まれるが、市から提供される当該個人情報について、適正に取扱うものとする。

オ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

カ 本事業は、年度ごとに調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。本事業は、単年度契約を1回更新することを予定しているが、次年度以降については、履行状況、予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

16 提出先・問い合わせ先（事務局）

調布市 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
担当 井村，佐藤
住所 〒182-8511 調布市小島町2-35-1
電話 042-481-7496 F A X 042-481-6881
Eメール sports@city.chofu.lg.jp

17 参考資料

(1) 調布市総合計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/shiseijouhou/seisaku/r05-r12/index.html>

(2) 調布市スポーツ推進計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026291.html>

(3) 調布市公共施設白書

<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000237.html>

(4) 調布市公共施設等総合管理計画 改訂版

<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000310.html>

(5) 調布市公共施設見直し方針

<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000235.html>

(6) 調布市公共施設マネジメント計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p000236.html>

(7) 市民プール

<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026313.html>

(8) 令和6年度 市民プールの開設を中止

<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026081.html>

(9) 市民プール劣化度調査結果及び今後の対応について（当面開設中止）

<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026371.html>